

東京都・学識経験者からの意見と計画への反映内容

資料2
令和8年1月20日 健康づくり推進協議会

No.	市町村行動計画作成の手引き	必須項目	頁	貴市町村の素案 ※手引きと異なる箇所は朱書き	意見者	東京都・学識経験者からの質問・意見	理由	回答	計画への反映内容 ※修正箇所を赤字で表記
1	-		17			・での表記を、ナンバー表記にしたほうがいいのでは	いざというときにみんなで確認するのが容易ではないかと思ひます。	修正	<u>ナンバー表記に修正</u>
2	-		17			総務部の1つめの・は「健康危機管理対策本部」ではなく、「市対策本部」ではないのですか？	現行計画もそうになっていますが、コロナでの実際の庶務は健康推進課が担っていました。これをそのまま残すとした場合、次の・の本部は「市対策本部」としたほうがはつきりするかと思ひました	修正	<u>調布市健康危機管理対策本部会議及び調布市対策本部</u> 会議の庶務に関すること
3	-		17	各部の主な所掌事務	協議会委員	福祉健康部の6つ目の・は、 <u>現行計画のとおり、総務部など他部へ移すか、または、療養者への支援や生活困窮者への支援ということであればそのように加える</u> ではいかがか	全市民の食糧支援はしないのではないか。原稿計画では、生活文化部や総務部が担っている	修正	<u>療養者及び生活困窮者に対する</u> 食料品等の配布に関すること
4	-		18			都市整備部にも・所管施設の防疫及び休業に関することを加える	都市整備部は、子ども交通教室の施設を管理しているはずなので確認してほしい	追記	都市整備部に「 <u>2 所管施設の防疫及び休業に関すること</u> 」
5	-					教育部に、 <u>児童の健康管理に関する</u> ことを加える	現行計画には載っていて、コロナ禍でも感染症以外のメンタルなどの健康面が大きな課題となっていたことを考えると掲載してよいのでは	追記	教育部に、「 <u>児童の健康管理に関する</u> こと」を追加
6	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（行58）	●	21	市は、国、東京都及び北多摩南部保健医療圏の6市と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	東京都	調布市を除くと5市ではないでしょうか。 指定（地方）公共機関も連携先として記載していただけますでしょうか。	※例えば、貴市内ですと京王電鉄が指定公共機関になっています。 https://www.caicm.go.jp/information/business/influenza/public_agent.html	修正	市は、国、東京都、 <u>指定（地方）公共機関</u> 及び北多摩南部保健医療圏の <u>5市</u> と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
7	① 国が政府対策本部を設置した場合や都道府県が都道府県対策本部を設置した場合において、市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（行62）	●	22	政府が特措法第32条に基づき緊急事態宣言を行った場合のほか、国が政府対策本部を設置した場合や東京都が都対策本部を設置した場合等において、市は必要に応じて、市対策本部を設置し、市対策本部が核となって新型インフルエンザ等への対策に係る措置の準備を進める。	東京都	前段に追記いただいた「政府・・・場合のほか、」ですが、整理番号14において、特措法32条に基づく市町村対策本部の必置について記載がありますので、本項では記載しなくて良いのではないのでしょうか。	必要に応じてという言葉が必置にもかかわらず、緊急事態宣言下にも判断の余地があるようにも読めてしまうため	修正	<u>政府が特措法第32条に基づき緊急事態宣言を行った場合のほか、</u> 国が政府対策本部を設置した場合や東京都が都対策本部を設置した場合等において、市は必要に応じて、市対策本部を設置し、市対策本部が核となって新型インフルエンザ等への対策に係る措置の準備を進める。
8	市町村は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。（行63）	●	22	市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、財政部署と協議・調整を行い、所要の準備を行う。	東京都	地方債については、記載の特例として特措法第70条の2で規定されており、手引きにて記載することが求められているため、例えば、以下のよう追記いただけますでしょうか。 「・・・必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することも含めて検討し、財政部署と協議・調整を行い、・・・」	必要に応じてという言葉が必置にもかかわらず、緊急事態宣言下にも判断の余地があるようにも読めてしまうため	修正	市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、 <u>財政部署と協議・調整を行い、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行することも含めて検討するなど、</u> 所要の準備を行う。

東京都・学識経験者からの意見と計画への反映内容

資料2
令和8年1月20日 健康づくり推進協議会

No.	市町村行動計画作成の手引き	必須項目	頁	貴市町村の素案 ※手引きと異なる箇所は朱書き	意見者	東京都・学識経験者からの質問・意見	理由	回答	計画への反映内容 ※修正箇所を赤字で表記
9	② 市町村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は当該市町村の属する都道府県に対して応援を求める。(行67)	●	22	市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、必要に応じて東京都に対して応援を求める。	東京都	特措法第26条の3第2項にて、他の市町村への応援要請も法定されていますが、貴市では想定されていないので記載せずということでしょうか。	-	修正	市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、必要に応じて他の市町村及び東京都に対して応援を求める。
10	市町村は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(行67)	●	23	市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、財政部署と協議・調整を行い、財源を確保し、必要な対策を実施する。	東京都	地方債については、記載の特例として特措法第70条の2で規定されており、手引きにて記載することが求められているため、例えば、以下のように追記いただけますでしょうか。 「・・・必要に応じて地方債を発行することも含めて検討し、財政部署と協議・調整を行い、・・・」	-	修正	市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、財政部署と協議・調整を行い、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行することも含めて検討するなど、財源を確保し、必要な対策を実施する。
11	-		24	リード文 感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備…	協議会委員	2行目、リスクの把握や評価の評価はとるか	市のレベルでリスクの評価ができるのか、国や都の評価を理解し市の評価とすることはできるが、そのような意味合いなら乗っていてもよいが	修正	感染症危機管理において、国や東京都による新型インフルエンザ等に <u>関する</u> 公衆衛生上のリスクの把握及び評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、
12	-		25	市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、近隣自治体等の取組を参考にしつつ、地域の実情を踏まえた効果的な対策を市民に情報提供・共有を図る。	協議会委員	「市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、近隣自治体等の取組を参考にしつつ」を 「市は、国の取組に関する留意事項のほか、近隣自治体の取組を参考にしつつ」とする	「参考とするほか、～参考にしつつ」と重なるので、参考は1つにまとめたほうが良い	修正	<u>市は、国の取組に関する留意事項のほか、近隣自治体等の取組を参考にしつつ、</u> 地域の実情を踏まえた効果的な対策を市民に情報提供・共有を図る。
13			26		東京都	都行動計画、都がQAを区市町村に提供すると明記されていないため「や東京都」は削除してください。			
14	市町村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。(行89)	●	26	市は、国や東京都から提供されたQ&Aを市ホームページなどへ掲載するとともに、国からの要請を受けて、コールセンター等を速やかに設置する。	協議会委員	「国や東京都から提供されたQ&Aを市ホームページなどに掲載する」を「市民から寄せられた質問や意見を収集・分析し情報提供に生かす」というような文章に変更する	双方向とは、どこ市なのか、住民と市と理解したが、その観点から、国等のQAを掲載することは双方向なのか？市民から多く寄せられる質問に対する回答を即時にHPに掲載するのであれば、双方向と感じるが。都は「SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し」と記載している。 ちなみにチャットボットは双方向になるのか、ならないのか	修正	市は、 <u>国から</u> 提供されたQ&Aを市ホームページなどへ掲載するとともに、 <u>市民から寄せられた質問や意見を収集・分析のうえ、必要に応じて対応策を市ホームページなどへ掲載し、双方向的な取組みを進める。また、</u> 国からの要請を受けて、コールセンター等を速やかに設置する。
15	市町村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。(行92)	●	26	市は、初動期と同様に国や東京都から提供されたQ&Aを市ホームページなどへ掲載するとともに、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続して運営する。	東京都	都行動計画、都がQAを区市町村に提供すると明記されていないため「や東京都」は削除してください。	-	修正	市は、初動期と同様に <u>国から</u> 提供されたQ&Aを市ホームページなどへ掲載するとともに、 <u>市民から寄せられた質問や意見を収集・分析のうえ、必要に応じて対応策を市ホームページなどへ掲載し、双方向的な取組みを進める。また、</u> 国からの要請を受けて、コールセンター等を継続して運営する。

東京都・学識経験者からの意見と計画への反映内容

資料2
令和8年1月20日 健康づくり推進協議会

No.	市町村行動計画作成の手引き	必須項目	頁	貴市町村の素案 ※手引きと異なる箇所は朱書き	意見者	東京都・学識経験者からの質問・意見	理由	回答	計画への反映内容 ※修正箇所を赤字で表記
16	市は、日頃からの健康維持・健康管理（食事、休養、喫煙などの生活習慣の改善）が疾病予防につながり、かつ罹患した際の重症化予防に資することについて普及啓発する。	●	28	市は、日頃からの食事、休養、喫煙などの生活習慣の改善し、感染に関する抵抗力をつけておくことが重症化予防のために大切であることについて、生活習慣病予防の取組と併せて波及啓発する。	医師会	（前）医療機関への受診を促す... （修）感染対策が十分な指定された医療機関への受診を促す...	新型インフルエンザ等の準備期（まん延防止）は感染対策への十分な知識・経験などを有した指定された医療機関への受診のみにすべきと考える。	修正	市は、 <u>日頃からの健康維持・健康管理（食事、休養、喫煙などの生活習慣の改善）が疾病予防につながり、かつ罹患した際の重症化予防に資することについて普及啓発を行う。</u>
17			28		医師会				
18	市町村は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。 また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。 (行105)	●	28	市は、平時から、市民や職員等に対し、新型インフルエンザ等についての基礎知識と併せて、換気、マスクの着用や咳エチケット等手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。 自らの感染が疑われる場合は、医療機関への受診を促すとともに、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用や咳エチケット等を行うこと等の有事の対応について、平時から理解促進を図る。	東京都	都行動計画に合わせ、「相談センター等」としてください。	政府・都ともに、相談センターに相談し、受診が必要と判断された場合は受診を促すこととしていますが、貴市では先に医療機関への受診を促すという流れでしょうか。 https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/files/crisis_preparedness.pdf	修正	自らの感染が疑われる場合は、 <u>東京都等が設置する相談センター等に連絡して指示を仰ぎ、受診が必要だと判断された場合には、感染対策が十分な指定医療機関への受診を促す。</u> また、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用や咳エチケット等を行うこと等の有事の対応について、平時から理解促進を図る。
19			28		医師会				
20	-		28	市民に対して不要不急の外出自粛を要請する	協議会委員	「市は、発生地域への旅行を自粛するよう要請」を「呼び掛ける」にするか??	国の緊急事態宣言や東京都の緊急事態措置に基づいて要請することはあるが、市がそれ以上の要請を単独で判断して行うことが、そもそもできるのか?	修正	市は、発生地域への旅行を自粛するよう <u>呼びかける</u> 。
21	-		29	市は、事業者に対して従業員の健康管理を強化し、早期に医療機関の受診を促すとともに出勤させないなどの措置をとるほか、施設利用者の動線、咳エチケット、衛生管理等の施設内の感染予防策を徹底するよう強く勧奨する。	医師会	（前）早期に医療機関を受診... （修）早期に感染対策が十分な指定された医療機関を受診...	新型インフルエンザ等の準備期（まん延防止）は感染対策への十分な知識・経験などを有した指定された医療機関への受診のみにすべきと考える。	修正	市は、事業者に対して従業員の健康管理を強化し、 <u>発熱等の症状がある者に対して感染対策が十分な指定</u> 医療機関の受診を促すとともに出勤させないなどの措置をとるほか、施設利用者の動線、咳エチケット、衛生管理等の施設内の感染予防策を徹底するよう強く勧奨する。
22	-		29	市は、集会や催物等の主催者へ中止・延期を依頼するとともに、市民に対して不要不急の外出自粛を要請する。	協議会委員	「市民に対して不要不急の外出自粛を要請する」を呼びかけるに修正。もしくは東京都の緊急事態措置に基づいて等を追加するか??	-	修正	市は、集会や催物等の主催者へ中止・延期を依頼するとともに、市民に対して不要不急の外出自粛を <u>呼びかける</u> 。
23	-		29	市は、学校や施設及び児童・生徒や施設利用者等の感染防止対策を強化徹底し、施設内集団感染を最小限に抑えるため、患者等が発生した場合は、必要に応じ臨時休業等の措置を講ずる。	協議会委員	検査について、何か記載してはいかがでしょうか (ほかのところに記載して見落としているのであれば、修正不要です)	コロナ禍では、市もPCRセンターを設置したが、所管は都であるので、検査という項目立てをする必要はないが、文言としてはどこかにあったほうがいいのではないかと	修正	市は、学校や施設及び児童・生徒や施設利用者等の感染防止対策を強化徹底し、施設内集団感染を最小限に抑えるため、患者等が発生した場合は、必要に応じて <u>検査の実施</u> や臨時休業等の措置を講ずる。
24				患者が「多数」発生した場合と多数を加える?			教育が通常使う文言に合わせていただければいいです。	修正しない	※調布市立学校における感染症予防ガイドラインには人数の多寡について記述がないため

東京都・学識経験者からの意見と計画への反映内容

資料2
令和8年1月20日 健康づくり推進協議会

No.	市町村行動計画作成の手引き	必須項目	頁	貴市町村の素案 ※手引きと異なる箇所は朱書き	意見者	東京都・学識経験者からの質問・意見	理由	回答	計画への反映内容 ※修正箇所を赤字で表記
25	-		31	表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材	医師会	(追記) 【準備品】の欄に「酸素」を追加する	-	追記	「 <u>酸素ボンベ</u> 」を追加 ※ <u>コロナワクチンの際に厚労省からの通知に記載されていた「喉頭鏡、気管チューブ、蘇生バッグ」も追加</u>
26	市町村は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(行121)	●	30	市は、調布市医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備を平時から行う。	東京都	今回の政府・都行動計画の改定において、平時の取組として訓練は改定ポイントでもあります。記載をしていただけますでしょうか。	-	修正	市は、 <u>調布市医師会等の関係機関と連携し</u> 、接種に必要な人員、資材等を含めた接種体制の構築に必要な <u>訓練</u> を平時から行う。
27					協議会委員	準備期のどこかに訓練の文字をいれたほうがいいのは	見落としであればすみません。準備ということではなく、訓練としっかり記載したほうがいいと思いました		
28	① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。 このため、市町村は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(行121)	●	30	市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。 なお、市登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。	東京都	「特に・・・登録要件とする。」については、手引きの記載に誤りがあります。そのため、なお以下の記載については、「登録事業者のうち医療の提供の業務及び国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。」としてください。 ※統括庁作成「都道府県からの質問・意見に対する回答【市町村行動計画関連】」no.15を参照	-	修正	市は、国からの要請を受けて、 <u>集団的な接種を原則としつつ、特定接種の対象となり得る者の特性やワクチンの流通状況等を踏まえ、集団的な接種・個別的な接種の優位性も検討しながら</u> 、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。 なお、 <u>登録事業者のうち医療の提供の業務及び国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。</u>
29					医師会	(前) 集団的な接種を原則として... (修) 集団的な接種・個別的な接種の優位性を検討して...	ワクチンの管理の仕方・流通状況や医療支援体制によっては個別接種の方が優位になる可能性もあるため		
30					医師会	個別医療機関は治療をメインとするため、集団接種会場での接種がメインになるのではないかと。	-		
31	(ア) 市町村は、国等の協力を得ながら、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(行122)	●	30	市は、国及び東京都等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。	東京都	区市町村と都はそれぞれ体制を構築し、かつ「国等」の協力を得ながらとの記載があるため「及び東京都」は削除いただきたい。	-	修正	市は、 <u>国等</u> の協力を得ながら、市の区域内に居住する者及び <u>近隣自治体に居住する者</u> に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
32					医師会	(前) 市の区域内に住居する者に対し... (修) 市の区域内に住居する者及び市に隣接する自治体に住居する者に対し...	隣接する自治体と連携をとりながら、調布市以外の住民に対しても速やかな接種が可能な体制作りが望まれるため		
33	-		36	見出し「住民接種」	医師会	「住民接種」を「個別接種」・「集団接種」に見出しを分けられないか	個別接種と集団接種の内容が混在していて分かりづらい	修正	・個別接種・集団接種の共通事項を「 <u>住民接種</u> 」 ・個別接種に特化した記載を「 <u>接種実施医療機関での個別接種</u> 」 ・集団接種に特化した内容を「 <u>臨時の集団接種会場での集団接種</u> 」

東京都・学識経験者からの意見と計画への反映内容

資料2
令和8年1月20日 健康づくり推進協議会

No.	市町村行動計画作成の手引き	必須項目	頁	貴市町村の素案 ※手引きと異なる箇所は朱書き	意見者	東京都・学識経験者からの質問・意見	理由	回答	計画への反映内容 ※修正箇所を赤字で表記
34	-		36	市は、必要に応じて、医療機関等の医師・看護師が接種実施医療機関において接種を行うことについて調整を行う。	医師会	個別接種・集団接種共にエッセンシャルワーカーに関する記載を追記できないか	コロナワクチンでの接種実績を踏まえて	追記	市は、必要に応じて、 <u>エッセンシャルワーカー（医師・看護師・介護士・教職員・保育士・清掃作業員等）</u> が接種実施医療機関において接種を行うことについて調整を行う。
35	-		36	市は、医療機関等の医師・看護師が集団接種会場や公的施設等において接種を行うことについて調整を行う。	医師会				市は、 <u>エッセンシャルワーカー（医師・看護師・介護士・教職員・保育士・清掃作業員等）</u> が集団接種会場や公的施設等において接種を行うことについて調整を行う。
36	-		37	表3 接種会場において必要と想定される物品	医師会	(追記) 【準備品】の欄に「酸素」を追加する。	-	追記	<u>「酸素ボンベ」を追加</u> <u>※コロナワクチンの際に厚労省からの通知に記載されていた「喉頭鏡、気管チューブ、蘇生バッグ」も追加</u>
37	① 市町村は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(行132)	●	38	市は、集団接種会場の予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。	東京都	(国及び市民に対し にせず?)	-	修正	市は、集団接種会場の予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、 <u>国及び市民</u> に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
38	市町村は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(行132)	●	39	市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて市内の公共施設や民間施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設及び障害者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は東京都の介護保険部局等や調布市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。	東京都	手引きどおり「市又は東京都の介護保険部局等」(下線部)は削除してください。	-	修正	市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて市内の公共施設や民間施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設及び障害者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、 <u>市の介護保険部局等</u> や調布市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。
39	-		41	記載なし	協議会委員	準備期、初動期に(2)医師会等との連携を入れ、緊密な情報共有のもとで、保健活動ができるようにしてはいかか	保健活動をするためには、医療情報が必須であり、特に感染が始まってからは医療の情報は必要と考える(医療的判断、医療機関の状況等を踏まえた保健活動)	追記	・見出し「 <u>(2) 調布市医師会等との連携</u> 」を追記 ・本文に「 <u>医療的判断、医療機関の状況等を踏まえた保健活動</u> 」を追記
40	-		41	記載なし	協議会委員	・準備期に、5-3(1)で行う「健康観察や生活支援のための体制の検討」を追加する ・「市民に対する適切な情報発信」も追加する	・健康観察等の準備は必要ないか。 ・対応期にも保健情報の提供は行うのではないか	追記	・見出し「健康観察及び生活支援のための体制検討」を追記 ・準備期の本文に「 <u>市は、東京都が実施する健康観察及び食事の提供等、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給に必要な協力体制の検討を行う。</u> 」を追記 ・対応期の本文に「 <u>市は、上記イについて市民に適切な情報提供を行う</u> 」を追記

東京都・学識経験者からの意見と計画への反映内容

No.	市町村行動計画作成の手引き	必須項目	頁	貴市町村の素案 ※手引きと異なる箇所は朱書き	意見者	東京都・学識経験者からの質問・意見	理由	回答	計画への反映内容 ※修正箇所を赤字で表記
41	② 消防機関は、国及び都道府県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進める。(行193)	●	43	記載なし	東京都	消防組織法では、以下の3つを消防機関と定めています。消防団も含まれることから、主語は都だけではなく、市を主語として記載できないか御検討いただけますでしょうか。	(消防機関) 第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。 一 消防本部 二 消防署 三 消防団 消防事務の受託 (委託事務の範囲) 第一条 ○○市(町)(以下「甲」という。)は、消防に関する事務(法令により消防本部及び消防署を置く市町村の長その他の職員の権限に属するものを含み、消防団にかかるもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。以下「委託事務」という。)を特別区の消防を管理する都知事をして管理させるため東京都(以下「乙」という。)に委託するものとする。	追記	市は、国及び都道府県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進める。
42	市町村は、都道府県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(行204)	●	46	市は、東京都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合は、遺体を一時的に安置するため、直ちに臨時遺体安置所を確保するものとする。	東京都	本項は初動期のため、手引きどおりの記載で良いのではないのでしょうか。	-	修正	市町村は、都道府県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。
43	④ 市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。(行207)	●	47	市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市内経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。	東京都	「市民生活」「市内経済」については、法令どおりに「国民生活」「国民経済」のままにしていますでしょうか。	第1条 この法律は、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資(以下「生活関連物資等」という。)について、買占め及び売惜しみに対する緊急措置を定めることにより、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とする。	修正	・「市民生活」を「国民生活」に変更 ・「市内経済」を「国民経済」に変更